

石山西岡南線ほか1線道路改良に伴う予備検討業務 特記仕様書

札幌市（以下、「委託者」という。）が受託者に委託する、石山西岡南線ほか1線道路改良に伴う予備検討業務（以下、「業務」という。）の仕様は、以下のとおり定める。

1 業務の目的

石山西岡南線、駒岡団地2号線については過去に実施設計を行っていたが、関係機関との協議の結果、当時の実施設計で想定していた道路改良の線形から変更が生じたため、線形及び構造物の再検討が必要となった。

本業務は、過去の実施設計成果を基に、現地状況の変化と地域住民からの要望を反映し、後段階の修正設計及び工事発注に向けた前提条件の整理や必要な調査・検討を行うものである。安全かつ円滑な道路改良のための「歩道の設置範囲と歩車道の幅員」、「道路拡幅と歩道設置に伴う擁壁等の構造物配置」、「ロードヒーティングの整備範囲」、「駒岡団地2号線および石山西岡南線との交差点部における路面排水計画」、「点字ブロックの設置計画」、「バス停の位置」等について、具体的な予備検討を行うこと。

2 共通事項

- (1) 着手時打合せ・成果品納入時には主任設計者が立ち会うこと。また、中間打合せの回数は5回とする。
- (2) 関係機関打合せ協議
当該業務を実施するにあたり、関係機関との協議及び協議資料作成を行う。なお、想定する関係機関は以下のとおりとする。協議への同行が必要となる機関は8機関を想定している。
 - ・北海道警察（南警察署）[交通管理者]
 - ・沿線バス事業者（ばんけいバス）[運行管理者]
 - ・南区土木センター、札幌市建設局 [道路管理者]
 - ・札幌市下水道河川局 [河川管理者]
 - ・北海道電力ネットワーク [占用物件管理者]
 - ・NTTインフラネット [占用物件管理者]
 - ・駒岡団地町内会 [地域要望元]
- (3) 各調査、協議内容等の記録簿を提出すること。
- (4) 業務遂行上、知り得た情報及び資料等（本業務で作成した資料を含む）は、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務内容及び不明な点については、担当職員と十分打合せを行うこと。
- (6) 外業時は、他の交通や沿線バス運行に支障のないよう、片側交互通行の維持など安全かつ速やかに業務を遂行すること。
- (7) 検討事項を整理の上、報告書として取りまとめなければならない。
- (8) 貸与された資料・図面を現地と照合して、十分に掌握すると共に、業務計画を立てるものとする。また、指示事項についても同様とする。

3 業務着手予定日

契約日を業務着手予定日とする。

4 業務期間

契約書に示す着手の日から令和9年1月29日までとする。ただし、関係機関協議の結果による調査項目の追加や、地域住民・町内会との調整に時間を要するなど、やむを得ない事由が生じた場合には担当者と協議すること。

5 主任設計者及び照査技術者

(1) 本業務の主任設計者及び照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

主任設計者は、下記資格要件分類表の資格要件（ ）を満たす者とする。

照査技術者は、下記資格要件分類表の資格要件（ ）を満たす者とする。

(2) 技術士またはR C C Mの資格保有者とは、登録していることを条件とする。

業務着手時に、資格者であることを証明できる書類（登録証の写し）を提出すること。

資格要件分類表

要件分類	資 格	
	主任設計者	照査技術者
資格要件 ()	技術士(建設部門 - <u>道路</u> 、総合技術監理部門 - 建設 - <u>道路</u>)、RCCM(<u>道路</u>)のいずれかの資格保有者。	
資格要件 ()	技術士(建設部門、総合技術監理部門 - 建設)、RCCM(<u>道路</u>)のいずれかの資格保有者。	
資格要件 ()	技術士(建設部門、総合技術監理部門 - 建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大学・短大・高専卒20年、高卒22年、その他25年以上)実務経験を有する者。	技術士(建設部門、総合技術監理部門 - 建設)、RCCM(別表1)のいずれかの資格保有者。
資格要件 ()	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者、又は建設コンサルタント等業務について(大卒13年、短大・高専卒15年、高卒17年以上)実務経験を有する者。	技術士(別表2)、RCCM(別表3)のいずれかの資格保有者。

別表1

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	道路
	鉄道
	造園
	都市計画及び地方計画
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境

別表2

技術士	建設、総合技術監理 - 建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術監理 - 上下水道	上下水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術監理 - 農業	農業土木
	森林、総合技術監理 - 森林	森林土木
	水産、総合技術監理 - 水産	水産土木
	応用理学、総合技術監理 - 応用理学	地質

別表3

RCCM	河川、砂防及び海岸・海洋
	港湾及び空港
	電力土木
	道路
	鉄道
	上水道及び工業用水道
	下水道
	農業土木
	森林土木
	造園
	都市計画及び地方計画
	地質
	土質及び基礎
	鋼構造及びコンクリート
	トンネル
	施工計画、施工設備及び積算
	建設環境
	水産土木

6 業務内容

(1) 道路予備修正設計（Ｂ）

石山西岡南線と駒岡団地2号線（計L=約0.35km）の道路予備修正設計（Ｂ）を行う。

ア 設計計画

業務の目的・主旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、照査計画、その他

イ 現地踏査

設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査に当たっては、現地での交差道路、用排水系統の現地状況の確認を行うものとする。

ウ 横断設計

横断設計は、実測横断図を用い、道路の横断構成、水路等を設計する。

エ 道路附帯構造物設計

ロードヒーティングの整備位置について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう検討する。

オ 小構造物設計

小構造物設計は原則として応力計算を必要とせず標準設計図集から設計できるもので、擁壁、側溝、点字ブロック等の位置、形式、基本寸法等を決定する。

カ 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

キ 設計図及び関連機関との協議資料等作成

(ア)平面図

過年度平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び計画したすべての構造物（土留め擁壁、用排水路等）を記入する。

(イ)縦断図

計画した縦断線形に基づき20m毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入する。

(ウ)横断図

標準20mごとの測点について横断設計に基づき作成する。法長及び幅杭等、必要な事項を記入する。

(エ)一般図

一般構造物（擁壁等）は、設計図書に基づき、一般図を作成する。また、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行う。

(オ)その他図面

作工平面図、区画線平面図、その他必要な図面の作成を行う。

ク 用地幅杭計画

縦断・横断・道路附帯施設構造物・小構造物及び用排水設計に基づき、用地幅杭位置を求める。

ケ 概算工事費

担当職員と協議した単価と一般図等に基づき算出した概略数量から、概算工事費を算定する。

コ 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの照査を行う。

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

サ 報告書作成

業務の成果として、設計図面、数量計算書、報告書等を作成する。なお、以下の項目について、解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成する。

計画の経緯、地域の現況及び関連協議資料、各種検討の経緯とその結果、設計計算書、概算工事費、用地幅杭書、その他必要事項

(2) 平面交差点予備設計

石山西岡南線と駒岡団地2号線の交差点について平面交差点予備設計を行う。

ア 設計計画 道路設計と併せて計画するものとする。

業務の目的・主旨を理解したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、以下の項目の内容を記載した業務計画書を作成する。

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品の品質を確保するための計画、成果品の内容・部数、使用する主な図書及び基準、連絡体制（緊急時含む）、使用する主な機器、照査計画、その他

イ 平面・縦断設計

交差点形状について、交差点間隔、平面交差点付近の線形（視距、曲線半径、縦断線形等）など、主に幾何学構造について検討を行う。現況の境界未確定にともなう安全な交差点幅員の充足検証を行うこと。

ウ 横断設計

20m毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部の設計を行う。

エ 路面表示

拡幅および線形改善に伴い、交差点部における交差部の右左折・直進導流、横断歩道、停止線、および車両の走行軌跡（導流線）等の検討・路面表示計画を行う。

オ 設計図

以下の設計図面を作成する。

(ア)交差点位置図

市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入する。

(イ)平面図

平面設計に基づいて交差点部の車道中央線、停止線などの路面表示を含めて記入する。

(ウ)縦断面図

縦断面設計に基づいて、縦断面勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び交差道路、道路横断構造物を記入する。

(エ)標準横断面図

本線部について作成する。

(オ)横断面図

横断面設計に基づいて、縦断面図と同一点及び本線について作成する。

(カ)その他図面

作工平面図、区画線平面図、その他必要な図面の作成を行う。

カ 関係機関との協議資料作成

設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行う。

キ 数量計算

数量計算は、「土木工事数量算出要領」(国土交通省・最新版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(国土交通省・最新版)に基づき、工種別にまとめる。

ク 概算工事費

数量計算により算出された概略数量を基に概算工事費を算定する。

ケ 照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

設計条件及び現地条件など、基本事項の整理が終了した段階での照査。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの照査を行う。

設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

設計図・概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

コ 報告書作成

業務の成果として、設計図面、数量計算書、報告書等を作成する。なお、以下の項目について、解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成する。

計画の経緯、地域の現況及び関連協議資料、各種検討の経緯とその結果、設計計算書、概算工事費、その他必要事項

(3) 納入成果品

ア 設計図書

- ・折込図面(紙): 各1部
- ・縮小図面観音製本(製本後の大きさは日本工業規格A4程度): 各1部

- ・図面データ（CAD）
- イ 数量計算書、報告書（製本１部）
- ウ 電子データ

7 設計留意書の作成

業務においては、その設計を通じて得た着目点、留意点等（コスト縮減の観点から後段階設計時に一層の検討を行うべき事項・検討すべき提案）を取りまとめたコスト縮減設計留意書を作成することとする。

8 電子納品について

- ア 電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することという。ここでいう電子データとは、「電子納品に関する手引き[土木業務編]：（以下、「手引き」という。）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- イ 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で２部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「手引き」に基づいて行うものとする。
- ウ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

9 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

10 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

11 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12 協議資料提出期限について

予備検討結果をもって関係機関協議（北海道警察、沿線バス事業者、南区土木センター、札幌市建設局、札幌市下水道河川局、北海道電力、NTTインフラネット、駒岡団地町内会）を行う予定だが、協議に時間を要することが予想されることから、10月中旬迄に協議資料を整えられるよう成果を取りまとめること。なお、詳細については担当職員と協議すること。

(参考資料)

本業務における設計の諸条件としては、下記の通りとする。

1 道路予備設計

設計条件項目	適用内容	設計条件項目	適用内容
地形	丘陵地	道路環境関連施設	無
車線数	1～2車線	特殊法面	無
複断面	無	成果品の分割	無
暫定計画	無	路床入替等処理	無
歩道等設計	有		

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) 個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。) 「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（守秘義務）

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報について、本工事(業務)以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)と受注者(受託者)との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者(委託者)が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の終了時に、本工事(業務)において利用する個人情報について、発注者(委託者)の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者(委託者)に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者(委託者)から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者(受託者)は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者(受託者)は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者(委託者)に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者(受託者)は、発注者(委託者)から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者(委託者)は、本工事(業務)に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者(受託者)及び下請負人(再委託者)に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- ☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

☐ 基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。 該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置がない場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

（連絡責任者）.....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

対策を以下にご記入ください。

.....

【様式 3 - 1】

個人情報取扱安全管理措置評価書
(途中から個人情報の取扱いをする工事等用)

1 評価対象に関する事項

- (1) 会社名 :
(2) 工事等名 :
(3) 従業者数 () :
 個人情報の取扱いに従事する従業者数 (提出名簿から)

2 令和_____年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

- (1) 評価 :
(2) 評価に至った理由

3 各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 (確認事項)
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 (確認事項)
(3) 従業者の指定等 (確認事項)
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (確認事項)
(5) セキュリティ強化のための管理策 (確認事項)
(6) 事件・事故における報告連絡体制 (確認事項)
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制 (確認事項)

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所

会社名

代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。 また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	